

2013年12月3日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第290号）

中国人民銀行、 金融制度改革の意見を公布 自由貿易試験区で実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2013年12月2日、『金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（以下『意見』という）を公布しました。「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という）で実施する金融制度改革の方針を明らかにしたもので、『自由貿易口座（FTA口座）の開設や外商直接投資に係る外貨資金の自由な元転等の注目すべき規制緩和策を盛り込んでいます。』

上海自由貿易区の総合計画である『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38号、以下『総体方案』という）は、上海自由貿易区において金融制度の革新を実施する方針を打ち出した¹ものの、抽象的な表現にとどまっていたことから、金融当局による細則規定の公布が待たれていました。

『意見』は改革推進の基本原則として、「人民元のクロスボーダー使用、人民元資本項目の兌換可能、利率の市場化および外貨管理等の領域における改革試行の推進に注力する」（第2条）との方針を掲げる一方で、『リスクコントロール可能、穏当な推進を堅持し、“一項目が成熟したら、一項目を推し進め”、タイムリーに秩序立てて試行を組織する』（第3条）とも規定しており、改革を慎重かつ漸進的に進める姿勢を再度明確にしています。

以下、『意見』に盛り込まれた改革方針を紹介します。

□ 「自由貿易口座」で「第一線」を開放

『意見』にまず盛り込まれたのは、「自由貿易口座」の導入です。区内企業とそれ以外の企業は、銀行でそれぞれ『居住者自由貿易口座』と『非居住者自由貿易口座』を開設できます（第4条）。これら自由貿易口座は、一種のオフショア口座として通常の国内口座と切り離して管理されます。『居住者自由貿易口座は、国外口座、区外の非居住者口座（NRA口座）、非居住者自由貿易口座、他の居住者自由貿易口』

¹ 「リスクコントロール可能な前提において、試験区内で人民元資本項目の兌換可能、金融市場の利率市場化、人民元クロスボーダー使用等の方面に対し条件を創造して先行実施を行うことができる。…（中略）… 外債管理方式の改革を深化させ、クロスボーダー融資の利便化を促進する」（『総体方案』第2条第4項）

座との間で資金を自由に振り替えることができます（第5条）。これにより、『総体方案』が明記した「第一線（国外と上海自由貿易区の境目）」における資金移動面での開放を実現することになります。

また、同一名義の居住者自由貿易口座と通常の銀行口座との間では、経常項目の業務、貸付の返済、実業への投資等の実需に応じて資金を振り替えることができるとしています。一方、居住者自由貿易口座と区外の銀行口座との間の資金振替は、クロスボーダーの資金移動とみなされて外貨管理上の制限が課されます（同上）。

このほか、自由貿易口座ではクロスボーダー融資・担保業務を取り扱えるとしているほか、条件が成熟するのを待って、自由貿易口座内の人民元・外貨資金の自由兌換を実現することを明記しています（第5条）。

□ 資本金の自由な元転も可能に

『意見』は、直接投資に係る外貨管理規定を緩和しています。直接投資に係る外貨登記手続を外貨管理局から銀行に委譲することを明記（第22条）しており、新設企業は今後、外貨関連手続を銀行で済ませられるようになると思われます。一方、外商投資企業の設立により払い込まれる外貨資本金はこれまで、実需原則に基づいてその都度、元転しなければならず、元転後の人民元資金についても用途禁止事項が定められていました。しかし、『意見』は「取引の真実性およびデータ収集の完全性を保障する条件において、区内の外商直接投資に係る外貨資金の自由な元転を許可する」（第22条）としており、実需にかかわらず資本金を自由に元転できるようになると考えられます。

投資関連では、区内で就業かつ条件に合致する個人が証券投資を含む国外投資を行うことや、区内で就業かつ条件に合致する国外個人が「非居住者個人国内投資専用口座」を開設して証券投資を含む国内投資を行うこと、さらに区内企業が上海で証券・先物取引に参加することを認めるとしています（第9条、第10条）。また、実需に基づくリスクヘッジ手段の多様化を進めるほか、条件に合致する区内企業による国外での証券投資やデリバティブ投資を認めることを盛り込んでいます（第12条）。

外債借入に対する規制緩和も実施される模様です。『意見』は、「経営の必要に基づき、試験区内に登録した中国資本・外資企業、非銀行金融機関およびその他の経済組織は、規定により国外から人民元・外貨資金をファイナンスすることができる」（第11条）としているほか、「区内金融機関および企業は、国外から人民元資金を借り入れることができる」（第15条）とも明記しており、区内企業が投注差や外債枠の制約を受けずに外債を借り入れられるようになるのではないかと期待されます²。

金利の市場化に向けた改革では、上海自由貿易区での大口譲渡性預金（CD）発行の先行実施を盛り込みました（第19条）。CDの導入は、預金金利の自由化に向けた重要なステップとみられており、『意見』では条件に合致する金融機関をCD優先発行の対象に組み入れるとしています（同上）。

『意見』の主な金融改革方針を次ページの表にまとめました。

² ただし、『意見』第15条は「借り入れた人民元資金は、有価証券、デリバティブ商品への投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない」としています。

【図表】『意見』に盛り込まれた主な金融改革方針

新たな銀行口座の導入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由貿易口座（居住者・非居住者）の開設 ✓ 居住者自由貿易口座と国外口座、区外 NRA 口座、他の自由貿易口座との自由な資金移動 ✓ 自由貿易口座によるクロスボーダー融資・担保業務の展開 ✓ 自由貿易口座における人民元・外貨の自由兌換（条件の成熟を待って実行） ✓ 分離記帳清算ユニット方式による自由貿易口座の管理
投融資の利便化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クロスボーダー直接投資に係る事前認可とリンクしない形での資金受取・支払・兌換 ✓ 個人（区内で就業かつ条件に合致）による国外投資（証券投資を含む）の実行 ✓ 国外個人（区内で就業かつ条件に合致）による国内投資（証券投資を含む）の実行 ✓ 区内企業による証券取引・先物取引への参入 ✓ 区内企業の親会社による国内での人民元債券の発行 ✓ 区内企業（内資・外資）・ノンバンク等による経営の必要に基づく外債借入 ✓ 真実の通貨種類・期限に対応する多様なリスクヘッジ手段の提供 ✓ 条件に合致する区内企業による国外での証券投資やデリバティブ投資の実行
クロスボーダー人民元の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 区内企業の経常取引・直接投資に係る支払・受取指図に基づくクロスボーダー人民元決済の実行（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト掲載企業を除く） ✓ 上海地区の銀行によるクロスボーダー電子商取引の人民元決済サービスの提供（第三者決済サービス企業との協力による） ✓ 区内の金融機関・企業によるクロスボーダー人民元の借入（借入金による有価証券・デリバティブ商品への投資、委託貸付は不可） ✓ 人民元プーリング業務の展開と国内外のグループ企業に対する集中決済業務の提供
金利の市場化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金利市場化体系の建設 ✓ 自由貿易口座の金利に対する市場化価格決定モニタリングメカニズムの整備 ✓ 条件に合致する金融機関による大口譲渡性預金の発行 ✓ 一般口座における小額外貨預金の金利上限の撤廃（条件の成熟を待って実行）
外貨管理改革	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多国籍企業本部による外貨資金集中管理の試行拡大 ✓ 直接投資に係る外貨登記手続の銀行への委譲 ✓ 外商直接投資に係る外貨資金の自由な元転 ✓ 金融リース会社等による国外債権業務（国外リース等）に係る個別批准の廃止 ✓ 金融リース会社・内資ファイナンスリース会社による国内ファイナンスリース料の外貨での受取（要批准） ✓ 区内企業による担保費用の対外支払に係る認可の廃止

（『意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

今回公布された『意見』は、文字どおり「意見」の表明にとどまっており、手続や運用面で不明確な点も少なくありません。そのため、金融当局が別途、オペレーションに関する実施細則を公布するものとみられます。追加情報を入手次第、随時ご案内いたします。

『意見』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 9 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国人民銀行 金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見

党中央、国務院による中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設に関する重要な戦略配置を貫徹して具体化し、試験区の建設を支持し、試験区の実体経済の発展を促進し、クロスボーダー投資および貿易に対する金融支持を強化し、金融改革を深化させ、対外開放を拡大するため、ここに以下の意見を提出する。

1、総体原則

- (1) 金融による実体経済へのサービスを堅持し、貿易投資の利便化をさらに促進し、金融の対外開放を拡大し、試験区がさらに高いプラットフォームとして国際競争に参加することを推し進める。
- (2) 改革・革新、先行実施を堅持し、人民元のクロスボーダー使用、人民元資本項目の兌換可能、利率の市場化および外貨管理等の領域における改革試行の推進に注力する。
- (3) リスクコントロール可能、穏当な推進を堅持し、「一項目が成熟したら、一項目を推し進め」、タイムリーに秩序立てて試行を組織する。

2、リスク管理に有利な口座体系の革新

- (4) 試験区内の居住者は、人民元・外貨自由貿易口座（以下「居住者自由貿易口座」という）の開設を通じて分離記帳清算管理を実現することができ、本意見第3部分の投融資革新業務を展開することができる。非居民は、試験区内の銀行で人民元・外貨非居住者自由貿易口座（以下「非居住者自由貿易口座」という）を開設し、参入前国民待遇の原則により関連金融サービスを楽しむことができる。
- (5) 居住者自由貿易口座と国外口座、国内区外の非居住者口座、非居住者自由貿易口座およびその他の居住者自由貿易口座との間の資金は、自由に振り替えることができる。同一の非金融機関主体の居住者自由貿易口座とその他の銀行決済口座との間は、経常項目の業務、貸付の返済、実業投資およびその他の規定に合致するクロスボーダー取引需要により、資金の振替を行うことができる。居住者自由貿易口座と国内区外の銀行決済口座との間で発生した資金流動は、クロスボーダー業務管理とみなす。

- (6) 居住者自由貿易口座および非居住者自由貿易口座は、クロスボーダー融資、担保等の業務を行うことができる。条件が成熟したとき、口座内の人民元・外貨資金は自由に兌換することができる。区内の居住者自由貿易口座および非居住者自由貿易口座の人民元送金・両替のモニタリングメカニズムを構築する。
- (7) 上海地区の金融機関は、人民銀行の規定に基づき、試験区の分離記帳清算ユニットを設立する方式を通じて、条件に合致する区内主体のために自由貿易口座を開設し、合わせて関連金融サービスを提供することができる。

3、投融資・送金両替の利便性の模索

- (8) 企業によるクロスボーダー直接投資の利便化を促進する。試験区におけるクロスボーダー直接投資は、上海市の関連規定により事前認可と連結させず、直接、銀行で係わるクロスボーダー受取・支払、兌換業務を行うことができる。
- (9) 個人によるクロスボーダー投資を利便化する。区内で就業し、かつ条件に合致する個人は、規定に基づき証券投資を含む各種国外投資を展開することができる。個人が区内で獲得した合法所得は、納税後に対外支払することができる。区内の個人工商業者は、業務の必要に基づきそれが国外で経営する主体にクロスボーダー貸付を提供することができる。区内で就業し、かつ条件に合致する国外個人は、規定に基づき区内の金融機関で非居住者個人国内投資専用口座を開設し、規定に基づき証券投資を含む各種国内投資を展開することができる。
- (10) 資本市場を穏当に開放する。区内の金融機関および個人は、規定に基づき上海地区の証券および先物取引場所に参入して投資および取引を行うことができる。区内企業の国外親会社は、国家の関連法規に基づき国内資本市場で人民元債券を発行することができる。市場の需要に基づき、区内での国際金融資産取引等の展開を模索する。
- (11) 対外融資の利便化を促進する。経営の必要に基づき、試験区内に登録した中国資本・外資企業、非銀行金融機関およびその他の経済組織（以下「区内機構」という）は、規定により国外から人民元・外貨資金をファイナンスすることができ、全方位の外債のマクロプルーデンス管理制度を完備化し、有効な措置を採用して外債リスクを適切に防止する。
- (12) 多様化したリスクヘッジ手段を提供する。国内機構は、規定により真実の通貨種類に釣り合う、および期限に釣り合う管理需要を基に区内もしくは国外でリスクヘッジ管理を展開することができる。条件に合致する区内企業が規定により国外証券投資および国外デリバティブ商品投資業務を展開することを許可する。試験区の分離記帳清算ユニットが区内もしくは国

外企業への人民元・外貨の自由な送金・両替の提供により発生したオープンポジションは、区内もしくは国外市場でカバーヘッジを行わなければならない。試験区の分離記帳清算ユニットは、自身のリスク管理の需要を基に、規定により国際金融市場のデリバティブツール取引に参加することができる。批准を経て、試験区の分離記帳清算ユニットは一定限度額において国内のインターバンク市場で貸借もしくはレポ取引を展開することができる。

4、人民元のクロスボーダー使用の拡大

- (13) 上海地区の銀行業金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の3原則の基礎の上に、区内機構（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く）および個人が提出する受取・支払指図により、経常項目、直接投資のクロスボーダー人民元決済業務を直接行うことができる。
- (14) 上海地区の銀行業金融機関は、区内の『支払業務許可証』を有し、かつ許可業務の範囲にインターネット支払を含む支払機構と協力して、支払機構の関連管理政策に基づき、クロスボーダー電子商取引（貨物貿易もしくはサービス貿易）のために人民元決済サービスを提供することができる。
- (15) 区内金融機関および企業は、国外から人民元資金を借り入れることができる。借り入れた人民元資金は、有価証券、デリバティブ商品への投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない。
- (16) 区内企業は、自社の経営の必要に基づき、グループ内で双方向の人民元プーリング業務を展開し、その国内外の関連企業のために経常項目の集中受取・支払業務を提供することができる。

5、利率市場化の穏当な推進

- (17) 関連基礎条件の成熟程度に基づき、試験区の利率市場化体系の建設を推進する。
- (18) 区内居住者自由貿易口座および非居住者自由貿易口座の人民元・外貨資金利率の市場化価格決定モニタリングメカニズムを完善化する。
- (19) 区内の条件に合致する金融機関を大口譲渡性預金の優先発行の機構範囲に組み入れ、区内で大口譲渡性預金発行の先行実施を実現する。

(20) 条件が成熟したとき、区内一般口座の小額外貨預金利率の上限を開放する。

6、外貨管理改革の深化穏当な推進

(21) 試験区における本部経済および新型貿易の発展を支持する。多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行の企業範囲を拡大し、外貨プーリング管理をさらに簡素化し、国際貿易決済センターの外貨管理試行を深化させ、貿易投資の利便化を促進する。

(22) 直接投資外貨管理手続を簡素化する。直接投資に係る外貨登記および変更登記を銀行手続に委譲し、事後の監督管理を強化する。取引の真実性およびデータ収集の完全性を保障する条件において、区内の外商直接投資に係る外貨資金の自由な元転を許可する。

(23) 試験区における国内外リースサービスの展開を支持する。金融類リース会社による国外リース等の国外債権業務の逐次審査・批准を取り消し、登記管理を実行する。批准を経て、金融リース会社および中国資本のファイナンスリース会社の国内ファイナンスリースで外貨リース料の受取を許可し、航空機、船舶等の大型ファイナンスリースプロジェクトの代金前払手続を簡素化する。

(24) 区内機構による国外への担保費用支払の認可を取り消し、区内機構は直接、銀行で担保費用の外貨購入・対外支払手続を行う。

(25) 元転・外貨転管理を完善化し、銀行が国内顧客に対してコモディティ商品のデリバティブ店頭取引を展開することを支持する。

7、モニタリングと管理

(26) 区内金融機関および特定の非金融機関は、法律・法規の要求に基づきアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資、反脱税等の義務を適切に履行し、遅滞なく、正確に、完全に人民銀行およびその他の金融監督管理部門に資産負債表および関連業務情報を報告し、合わせて関連規定に基づき国際収支統計申告を行い、金融監督管理部門に協力してクロスボーダーの異常な資金移動に細心の注意を払わなければならない。

(27) 上海市人民政府は、試験区総合情報監督管理プラットフォームの構築を通じて、区内の非金融機関に対して監督管理を行うことができる。年度により区内の非金融機関に対して評価を行い、合わせて評価結果に基づき区内の非金融機関に分類管理を実施することができる。

- (28) 試験区の分離記帳清算ユニット業務は、その法人銀行の資本充足率計算に算入し、流動性管理は自己均衡を原則とし、必要なときはその上級銀行が提供することができる。
- (29) 区内は金融マクロプルーデンス管理を実施する。人民銀行は、形勢の判断に基づき、試験区の短期の投機性資本流動に対する監督管理を強化し、臨時的な管制措置を採用することもできる。その他の金融監督管理部門との意思疎通・協調を強化し、情報の遅滞ない十分な共有を保证する。
- (30) 人民銀行は、リスクコントロール可能、穏当な推進の原則に基づき、相応の細則を制定した後、組織的に実施し、合わせてその他の金融監督管理部門のプルーデンス管理要求との接続を適切に遂行する。

(中国語原文)

中国人民银行 关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见

为贯彻落实党中央、国务院关于建设中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）的重要战略部署，支持试验区建设，促进试验区实体经济发展，加大对跨境投资和贸易的金融支持，深化金融改革、扩大对外开放，现提出以下意见。

一、总体原则

- (一) 坚持金融服务实体经济，进一步促进贸易投资便利化，扩大金融对外开放，推动试验区在更高平台参与国际竞争。
- (二) 坚持改革创新、先行先试，着力推进人民币跨境使用、人民币资本项目可兑换、利率市场化和外汇管理等领域改革试点。
- (三) 坚持风险可控、稳步推进，“成熟一项、推动一项”，适时有序组织试点。

二、创新有利于风险管理的账户体系

- (四) 试验区内的居民可通过设立本外币自由贸易账户（以下简称居民自由贸易账户）实现分账核算管理，开展本意见第三部分的投融资创新业务；非居民可在试验区内银行开立本外币非居民自由贸易账户（以下简称非居民自由贸易账户），按准入前国民待遇原则享受相关金融服务。
- (五) 居民自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民账户、非居民自由贸易账户以及其他居民自由贸易账户之间的资金可自由划转。同一非金融机构主体的居民自由贸易账户与其他银行结算账户之间因经常项下业务、偿还贷款、实业投资以及其他符合规定的跨境交易需要可办理资金划转。居民自由贸易账户与境内区外的银行结算账户之间产生的资金流动视同跨境业务管理。
- (六) 居民自由贸易账户及非居民自由贸易账户可办理跨境融资、担保等业务。条件成熟时，账户内本外币资金可自由兑换。建立区内居民自由贸易账户和非居民自由贸易账户人民币汇兑的监测机制。
- (七) 上海地区金融机构可根据人民银行规定，通过设立试验区分账核算单元的方式，为符合条

件的区内主体开立自由贸易账户，并提供相关金融服务。

三、探索投融资汇兑便利

- (八) 促进企业跨境直接投资便利化。试验区跨境直接投资，可按上海市有关规定与前置核准脱钩，直接向银行办理所涉及的跨境收付、兑换业务。
- (九) 便利个人跨境投资。在区内就业并符合条件的个人可按规定开展包括证券投资在内的各类境外投资。个人在区内获得的合法所得可在完税后向外支付。区内个体工商户可根据业务需要向其境外经营主体提供跨境贷款。在区内就业并符合条件的境外个人可按规定在区内金融机构开立非居民个人境内投资专户，按规定开展包括证券投资在内的各类境内投资。
- (十) 稳步开放资本市场。区内金融机构和企业可按规定进入上海地区的证券和期货交易所进行投资和交易。区内企业的境外母公司可按国家有关法规在境内资本市场发行人民币债券。根据市场需求，探索在区内开展国际金融资产交易等。
- (十一) 促进对外融资便利化。根据经营需要，注册在试验区内的中外资企业、非银行金融机构以及其他经济组织（以下简称区内机构）可按规定从境外融入本外币资金，完善全口径外债的宏观审慎管理制度，采取有效措施切实防范外债风险。
- (十二) 提供多样化风险对冲手段。区内机构可按规定基于真实的币种匹配及期限匹配管理需要在区内或境外开展风险对冲管理。允许符合条件的区内企业按规定开展境外证券投资和境外衍生品投资业务。试验区分账核算单元因向区内或境外机构提供本外币自由汇兑产生的敞口头寸，应在区内或境外市场上进行平盘对冲。试验区分账核算单元基于自身风险管理需要，可按规定参与国际金融市场衍生工具交易。经批准，试验区分账核算单元可在一定额度内进入境内银行间市场开展拆借或回购交易。

四、扩大人民币跨境使用

- (十三) 上海地区银行业金融机构可在“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”三原则基础上，凭区内机构（出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外）和个人提交的收付款指令，直接办理经常项下、直接投资的跨境人民币结算业务。
- (十四) 上海地区银行业金融机构可与区内持有《支付业务许可证》且许可业务范围包括互联网支付的支付机构合作，按照支付机构有关管理政策，为跨境电子商务（货物贸易或服务贸易）提供人民币结算服务。

- (十五) 区内金融机构和企业可从境外借用人民币资金，借用的人民币资金不得用于投资有价证券、衍生产品，不得用于委托贷款。
- (十六) 区内企业可根据自身经营需要，开展集团内双向人民币资金池业务，为其境内外关联企业提供经常项下集中收付业务。

五、稳步推进利率市场化

- (十七) 根据相关基础条件的成熟程度，推进试验区利率市场化体系建设。
- (十八) 完善区内居民自由贸易账户和非居民自由贸易账户本外币资金利率的市场化定价监测机制。
- (十九) 将区内符合条件的金融机构纳入优先发行大额可转让存单的机构范围，在区内实现大额可转让存单发行的先行先试。
- (二十) 条件成熟时，放开区内一般账户小额外币存款利率上限。

六、深化外汇管理改革

- (二十一) 支持试验区发展总部经济和新型贸易。扩大跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点企业范围，进一步简化外币资金池管理，深化国际贸易结算中心外汇管理试点，促进贸易投资便利化。
- (二十二) 简化直接投资外汇登记手续。将直接投资项下外汇登记及变更登记下放银行办理，加强事后监管。在保证交易真实性和数据采集完整的条件下，允许区内外商直接投资项下的外汇资金意愿结汇。
- (二十三) 支持试验区开展境内外租赁服务。取消金融类租赁公司境外租赁等境外债权业务的逐笔审批，实行登记管理。经批准，允许金融租赁公司及中资融资租赁公司境内融资租赁收取外币租金，简化飞机、船舶等大型融资租赁项目预付货款手续。
- (二十四) 取消区内机构向境外支付担保费的核准，区内机构直接到银行办理担保费购付汇手续。
- (二十五) 完善结售汇管理，支持银行开展面向境内客户的大宗商品衍生品的柜台交易。

七、监测与管理

- (二十六) 区内金融机构和特定非金融机构应按照法律法规要求切实履行反洗钱、反恐融资、反逃税等义务，及时、准确、完整地向人民银行和其他金融监管部门报送资产负债表及相关业务信息，并根据相关规定办理国际收支统计申报；配合金融监管部门密切关注跨境异常资金流动。
- (二十七) 上海市人民政府可通过建立试验区综合信息监管平台，对区内非金融机构进行监督管理。可按年度对区内非金融机构进行评估，并根据评估结果对区内非金融机构实施分类管理。
- (二十八) 试验区分账核算单元业务计入其法人行的资本充足率核算，流动性管理以自求平衡为原则，必要时可由其上级行提供。
- (二十九) 区内实施金融宏观审慎管理。人民银行可根据形势判断，加强对试验区短期投机性资本流动的监管，直至采取临时性管制措施。加强与其他金融监管部门的沟通协调，保证信息的及时充分共享。
- (三十) 人民银行将根据风险可控、稳步推进的原则，制定相应细则后组织实施，并做好与其他金融监管部门审慎管理要求的衔接。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。